

# 第 51 回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

指定施設における

## 不在者投票管理者のしおり

※ この「候補者のしおり」は、1月27日公示、2月8日選挙期日を想定して作成したのですが、想定された選挙期日と異なる場合がありますので御注意下さい。

兵庫県・市区町選挙管理委員会

## はしがき

不在者投票制度は、選挙の当日に所定の事由に該当すると見込まれる有権者が、選挙当日の前に投票ができるように考えられた制度です。本来、選挙の当日に定められた投票所に行き投票するのが原則ですが、不在者投票制度はこの制度の例外として認められております。したがって、投票の手続等が関係法令により厳格に定められており、若干複雑な手續を要することとなります。

この不在者投票の方法の一つとして、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム、身体障害者支援施設等特定の施設に入院又は入所中の有権者におかれましては、その施設で不在者投票を行うことが認められております。この場合、それぞれの施設の長の方々に不在者投票管理者となつていただき、その管理のもとに不在者投票が行われます。したがって、これらの施設の長の方々には、投票用紙等の交付請求、投票事務、投票の送致等いろいろな仕事をお願いすることとなり、またそれぞれ関係法令の規定に則った適正な事務処理が要請されております。

この小冊子は、指定施設における不在者投票事務の手続の概略及び留意事項等をまとめたものであり、施設の長の方々の今後の事務処理のご参考にしていただくために作成しています。事務処理に当たって、ご不明な点もあるかと思いますが、県または最寄りの市区町選挙管理委員会にお問い合わせいただき、適正な事務処理と有権者の選挙権行使のために格段のご協力をお願いします。

令和8年1月

兵庫県・市区町選挙管理委員会

○第51回衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査 選挙日程

投票日	公示日
2月8日（日）	1月27日（火）

## 目 次

1 指定施設における不在者投票	1
(1) 不在者投票制度とは	1
(2) 指定施設での投票の管理	1
(3) 指定施設での不在者投票管理者の職務	1
(4) 指定施設での不在者投票の手順	1
不在者投票事務一覧	3
(5) 全般的な留意事項	5
(6) 実務上注意していただきたいこと	6
(参考) 投票用紙等の請求に必要な書類等	8
2 所要経費	9
3 むすび	9
◎ 様式集	10
◎ 郵便事情について	22
◎ 兵庫県内における選挙管理委員会所在地等一覧	23

### － ご注意 －

指定施設が次のような事項に該当することとなった場合は、すみやかに県又は所在地の市区町選挙管理委員会にお知らせください。

- 経営主体を変更するとき
- 名称を変更するとき
- 施設を移転するとき
- 施設の住居表示が変更となるとき
- 施設を改築するとき
- 施設を廃止するとき

## 1 指定施設における不在者投票

### (1) 不在者投票制度とは

公職選挙法は、選挙人の投票について「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」という一般原則を定めていますが、不在者投票制度はこの原則の例外として、選挙当日に所定の事由に該当すると見込まれる選挙人が、選挙当日の前にあらかじめ投票することができるよう設けられた制度です。

不在者投票にはいくつかのやり方がありますが、その一つとして「指定施設における不在者投票」があります。都道府県選挙管理委員会があらかじめ指定した病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム、身体障害者支援施設若しくは保護施設等の施設（以下「指定施設」といいます。）に入院・入所中の方が、当該施設において選挙当日の前に投票することができるものです。

### (2) 指定施設での投票の管理

公職選挙法では、不在者投票の管理監督にあたっていただく方を「不在者投票管理者」といいます。指定施設における不在者投票では、当該施設の長（例えば病院長）に不在者投票管理者となっていただきます。

### (3) 指定施設での不在者投票管理者の職務

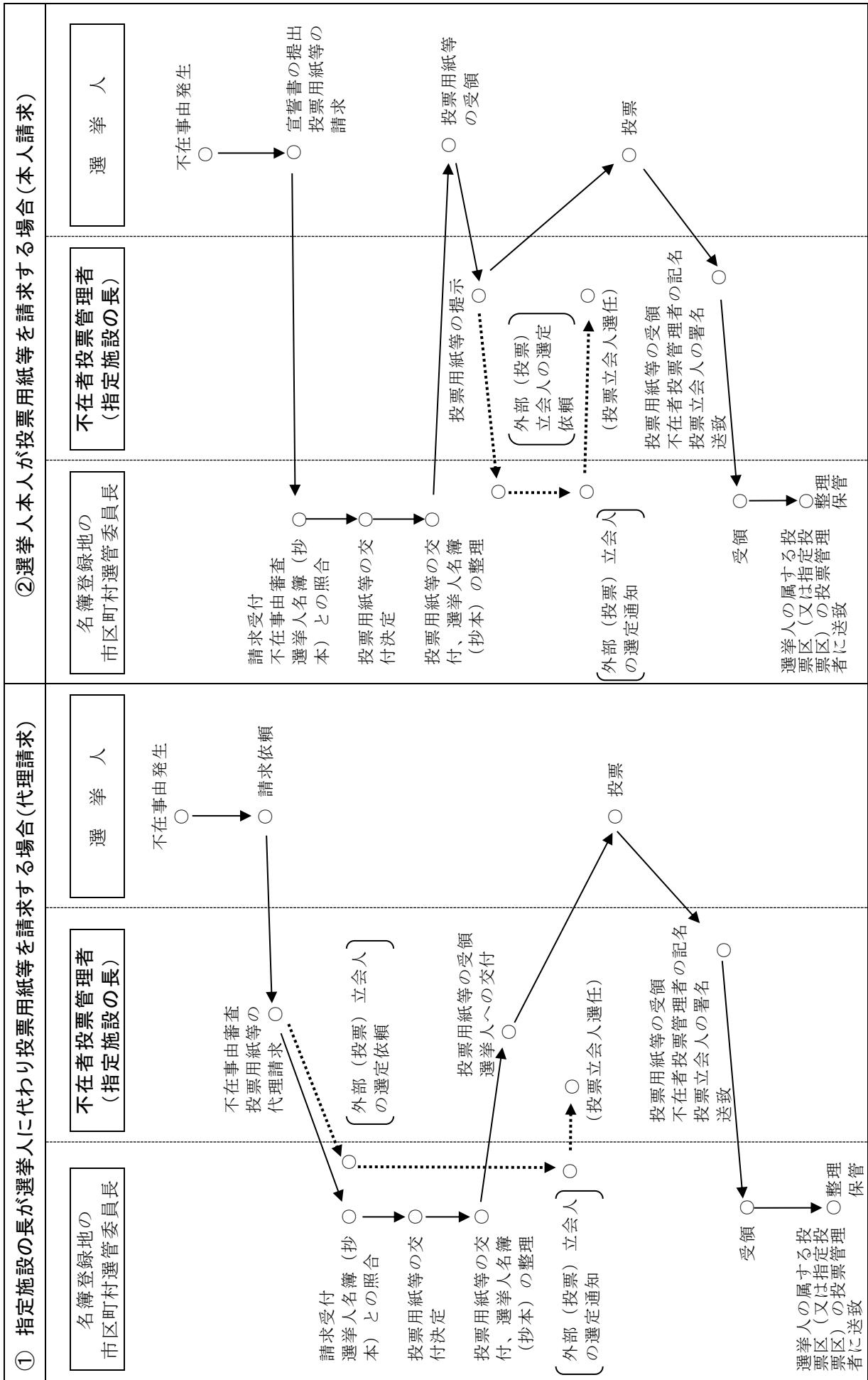
不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票に係る事務全般を管理執行することが不在者投票管理者の職務です。

指定施設での不在者投票管理者の主な職務は次のとおりです。

- ① 選挙人の依頼に基づき、選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること
- ② 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと
- ③ 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること
- ④ 投票立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること  
※ 市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めること
- ⑤ 不在者投票記載場所の設備を設けること
- ⑥ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること
- ⑦ 不在者投票の終わった投票用紙等を選挙人の属する市区町村選挙管理委員会へ送致すること（県選挙管理委員会に誤って送致しないこと）

### (4) 指定施設での不在者投票の手順

手順の概略は次のとおりです。



※※※ 指定施設の長が選挙人に代わり投票用紙等を請求する場合（代理請求）は、必ず選挙人からの依頼に基づき行うようにしてください。

# 不在者投票事務一覧

## 1 指定施設で不在者投票のできる選挙人

指定施設で不在者投票のできる人は、次の条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- (2) 選挙人名簿に登録されていること。
- (3) 不在者投票をしようとする指定施設に入院又は入所していること。
- (4) 次のア又はイのいずれかに選挙の当日、該当すると見込まれること。

ア 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産じょくにあるため歩行が困難であると予想されること。

イ 歩行は可能であるが入院又は入所している指定施設が、自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること。

(注) 付添人や施設勤務者の方は、指定施設での不在者投票はできません。

## 2 不在者投票のできる期間・時間

1月27日公示・2月8日投票の場合

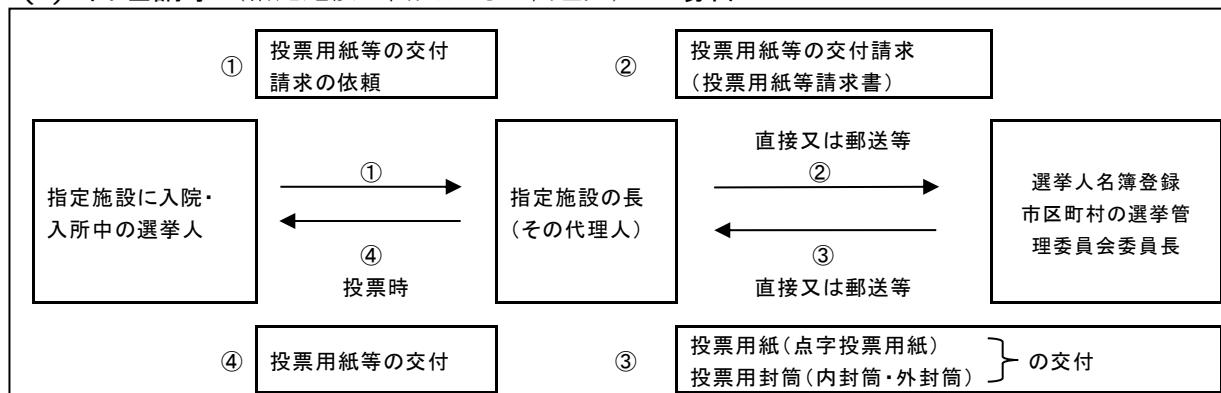
・衆議院小選挙区選出議員選挙・比例代表選出議員選挙：1月28日から2月7日まで

・最高裁判所裁判官国民審査：2月1日から2月7日まで

時間：午前8時30分から午後5時まで

## 3 投票用紙等の請求と受領

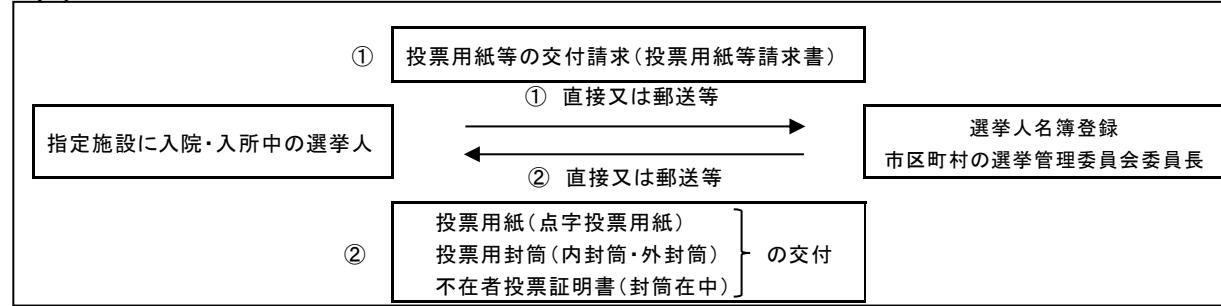
### (1) 代理請求（指定施設の長又はその代理人）の場合



(注) 代理請求は、必ず選挙人の依頼を受けて行ってください。

請求する者が船員の場合は、別に書類を添付する必要があります。（8頁⑪参照）

### (2) 本人請求の場合



(注) 請求する者が船員の場合は、別に書類を添付する必要があります。（8頁⑪参照）

## 4 投票の方法

### (1) 準備

- a 投票の日の決定 不在者投票の送致等の時間的余裕を考えて適当な日を定めます。
- b 投票記載場所の設備
- c 投票立会人の選任

選挙権を有する方の中から、**最低1人の投票立会人を選任**しておきます。

(注) 投票立会人は、投票用紙や投票用封筒の交付をするなど、投票事務に従事することはできません。

なお、不在者投票管理者は、選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせる等の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。(詳細は市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。)

### d 代理投票における補助者の選任

代理投票の場合に備えて、**補助者2名(記入者及び立会人)を選任**しておきます。

(注) 代理投票の立会人は投票立会人と兼ねることはできません。

### (2) 投票の手続

代理請求の場合	本人請求の場合
<p>① 投票用紙等の交付</p> <p>↓</p> <p>② 衆議院小選挙区選出議員選挙：<u>投票用紙に、候補者名を記載させる。</u> 衆議院比例代表選出議員選挙：<u>投票用紙に、政党名を記載させる。</u> 最高裁判所裁判官国民審査：<u>投票用紙に、やめさせた方がよいと思う裁判官の上の欄に×印を記載させ、やめさせた方がよいと思う裁判官がいない場合は何も記載させない。</u></p> <p>③ それを投票用内封筒、さらに外封筒に入れさせ、それぞれ封をしたうえで、外封筒の表面に署名させる。</p> <p>④ 選挙人から提出のあった外封筒に署名がされているか確認。 ※ 本人が書き忘れた場合、不在者投票管理者等の第三者が代わりに記入することはできません。</p> <p>⑤ 代理投票の申請があったときの手続については7頁⑨を参照。</p>	<p>① -1 投票用紙、不在者投票証明書(封筒のまま)等の点検<ul style="list-style-type: none"><li>・投票用紙に候補者名等が既に記入されていないかどうか。</li><li>・不在者投票証明書在中の封筒が開披されていないかどうか。</li><li>・不在者投票証明書の内容の点検</li></ul></p> <p>① -2 選挙人の確認</p> <p>↓</p> <p>(②～⑤は代理請求と本人請求で共通)</p>

## 5 不在者投票の送致

- (1) 投票用外封筒に「投票年月日」及び「投票場所」を記載し、不在者投票管理者は記名、立会人は署名します。
- (2) (1)の手続の終わった投票用外封筒(本人請求の場合には、不在者投票証明書も)を適当な封筒に入れて封をします。
- (3) 表面に投票用紙在中の旨を明記し、裏面に施設名等を記載します。
- (4) これをただちに、**市区町村選挙管理委員会委員長**に送致又は郵便等により送付します。  
※ 郵便等については遅くとも、選挙当日の午前中までに市区町村選挙管理委員会に届くようにお願いします。誤って、県選挙管理委員会へ送致しないでください。  
※ 令和3年10月から普通郵便の土曜日配達の休止や翌日配達の廃止等が開始されました。書留やレターパック、レターパックプラスにより不在者投票関係郵便として差し出されたものは従来どおりに配達されます。詳しくは22項をご覧ください。

## (5) 全般的な留意事項

指定施設の長が不在者投票管理者として職務を執行するにあたっては、次の事項にご留意ください。

- ① 不在者投票管理者が行うべき事務は、必ずしも指定施設の長自らが直接行わねばならないものではなく、自己の指揮監督のもとに適宜、補助職員に行わせても差し支えありません。
- ② (ア) 指定施設の長が候補者となった場合、(イ) 指定施設の長が外国人である場合、(ウ) 指定施設の長に事故があり又は欠けた場合、「長の職務を代理すべき者」が不在者投票管理者になります。
- ③ 不在者投票制度は選挙当日の前に選挙人に投票させる例外的な制度ですから、特にその取扱いを厳格にし、前もって分担事務全体の処理につき計画を立てるなど、最もスムーズに事務の処理ができるよう検討しておく必要があります。
- ④ 投票事務は、確実さと迅速さが要求されますから、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を検討し、市区町村選挙管理委員会とあらかじめ打ち合わせ（特に投票日における相互の連絡先の確認）を行っておくことが重要です。
- ⑤ 管理執行にあたっては、自由・公平・平等を守り、投票の秘密保持を期するとともに、選挙人が投票しやすい雰囲気づくりに配慮しなければなりません。
- ⑥ 不在者投票管理者、投票立会人、代理投票補助者については、公職選挙法第255条の規定により、一般的の投票における場合と同様に、選挙人の意思に基づかない投票を行った場合等には、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用がありますのでご注意ください。
- ⑦ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。「その者の業務上の地位を利用して」とは不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力をを利用して選挙運動をすることは違反となります。

## (6) 実務上注意していただきたいこと

- ① 最近に市町の区域外に住所を移転された方の投票用紙等の請求先については、次の表を参照してください。なお、本表は概要であり、詳細やご不明な点については、県又は最寄りの市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙の別 転入 届出の日	令和7年10月26日	令和7年10月27日以降
衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査	新住所地で投票できます	旧住所地で投票できます (旧住所地の選挙人名簿に登録されているものに限る)

- ② 投票用紙等を請求できるのは選挙期日の前日までですが、請求は選挙の公示日以前でもすることができます（ただし、1月27日公示、2月8日投票の場合、最高裁判所裁判官国民審査については、船長が船員を代理して請求するものに限り、2月1日以降から可能となる。）

なお、請求できる時間は、午前8時30分から午後8時まで（公示日以前の請求については当該市区町で他の選挙が行われている場合を除き、市区町村選挙管理委員会の執務時間内）です。

- ③ 選挙人から投票用紙の代理請求や不在者投票の申出があった場合、たとえ1件だけであっても、選挙期日の前日までである限り、必ずその手続を行ってください。

なお、投票用紙等の代理請求は、選挙人の依頼を受けて行うものであり、入所（入院）している人数分を便宜的に一括請求することのないようにしてください。

- ④ 指定施設の長が、投票用紙等の交付（送付）を受けたときは、投票用紙等の収受簿を作成し、その収受を明らかにするとともに、投票用紙等を紛失等することのないよう保管には十分注意してください。（収受簿については、投票用紙等請求書別紙のコピーの余白等を利用することで構いません。）

なお、選挙人に投票用紙等を交付するときは、受領の証として署名等をさせてください。

- ⑤ 投票記載場所については、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないよう、投票の秘密保持を徹底してください。また、投票用紙のすりかえその他不正が行われることのないよう、相当の設備をお願いします。

なお、投票を記載する場所には、選挙運動用ポスター等を掲示することはできません。

- ⑥ 指定施設における不在者投票には、最低1人の投票立会人が必要です。投票立会人がない状態で行われた投票は無効となりますので、あらかじめ不在者投票管理者が投票立会人を選任し、必ず投票に立ち会わせるようにしてください。

投票立会人の資格は選挙権のある人であればよく、具体的には日本国民で年齢満18歳以上の者で、かつ公職選挙法第11条等の欠格条項に該当しない人です。不在者投票管理者が投票立会人を兼ねることはできません。

なお、投票立会人については、投票用紙や投票用封筒の交付をするなど投票事務に従事することはできません。

- ⑦ 不在者投票管理者は、選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めることとされています。

詳細については、市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。

⑧ 衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙権を有する方には3種類の投票用紙・内封筒及び外封筒がありますので、交付誤りのないよう注意してください。なお、投票用紙等の色は次のとおりです。

・衆議院小選挙区選出議員選挙	・・・ うすい青色
・衆議院比例代表選出議員選挙	・・・ ピンク色
・最高裁判所裁判官国民審査	・・・ うぐいす色

また、衆議院小選挙区選出議員選挙は候補者名を、衆議院比例代表選出議員選挙は政党名を記載し、最高裁判所裁判官国民審査は、やめさせた方がよいと思う裁判官の上の欄に×印を記載し、やめさせた方がよいと思う裁判官がいない場合は何も記載させずそのまま投票することになっていますので、交付時にその旨を付言するなどしてください。

⑨ 代理投票のできる選挙人は、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載できない者に限られます。

また、代理投票は選挙人からの申請に基づき行うものであり、その方法は次のとおりです。

(ア) 選挙人の申請に基づき、投票立会人の意見を聞いて、その選挙人の投票の記載等を補助すべき者2人を、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めます。

なお、投票管理者や投票立会人が補助者になることはできません。

(イ) 補助者のうち1人に、投票記載場所において、その選挙人の指示に従って、投票用紙に候補者の氏名等を、選挙人に代わって記載させます。もう1人の補助者にはこれに立ち会わせます。

なお、選挙人の意思確認ができない場合、白紙投票ではなく「棄権」とし投票用紙等に何も記入せず、また封筒の封をせずに返却してください。

(ウ) 記載済の投票用紙を折らずに投票用封筒に入れて（内封筒に入れた後、さらにそれを外封筒に入れます。）封をし、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に、外封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させて直ちに提出させます。

この場合、代理記載人の欄には何も記載しないでください。

(エ) 代理投票の申請があった時に不在者投票管理者がその理由がないと認めた場合は、投票立会人の意見を聞いてその申請を拒否することができます。

なお、拒否の決定を受けた選挙人がその決定に不服がある場合には、その選挙人に仮投票をさせます。代理投票することについて投票立会人に異議がある場合にも、仮投票をさせます。

(オ) 代理投票に係る仮投票を行った場合は、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に、外封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒の代理記載人氏名欄に当該補助者の氏名を記載させ提出してください。

(カ) 上記(オ)となった場合は、仮投票の事由及び状況等を記載した書面を作成し、投票を送致するときに同封してください。

(キ) 代理投票があった場合は、代理投票の申請を行った選挙人、補助者2名の氏名、代理投票事由等を記載した「代理投票一覧表」(任意の様式で差し支え

ありませんが、市区町村選挙管理委員会が指定する様式がある場合は、その様式とします。)を作成し、送付してください。

- ⑩ 選挙人から点字によって投票する旨の申立てがあった場合には、投票用紙の請求をする際、投票用紙等請求書の備考欄に「点字」と記載してください。

また、投票用外封筒の表面の署名については、内封筒を入れる前に点字で打たせてください。

最高裁判所裁判官国民審査においては、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名を点字で打たせてください。

- ⑪ 選挙人が、選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員の場合、本人請求・代理請求のいずれの場合であっても、本人が所持している「選挙人名簿登録証明書」を提示して請求していただくことが必要です。

また、指定港の市区町村（県内の指定港は下記を参照）の選挙管理委員会委員長に対して請求を行うときは、船員手帳もあわせて提示することが必要です。

（参考）投票用紙等の請求に必要な書類等（指定施設における不在者投票）

請求者		投票用紙等の請求先	請求に必要な書類
本人請求	船員以外	選挙人として登録されている市区町の選挙管理委員会委員長	投票用紙等請求書兼宣誓書
	船 員	同 上	投票用紙等請求書兼宣誓書 選挙人名簿登録証明書
		指定港の市区町村（※）の選挙管理委員会委員長	投票用紙等請求書兼宣誓書 選挙人名簿登録証明書 船員手帳
代理請求	船員以外からの依頼	選挙人として登録されている市区町の選挙管理委員会委員長	投票用紙等請求書
	船員からの依頼	同 上	投票用紙等請求書 選挙人名簿登録証明書
		指定港の市区町村（※）の選挙管理委員会委員長	投票用紙等請求書 選挙人名簿登録証明書 船員手帳

※ 兵庫県内の指定港の市区町

神戸市中央区、神戸市兵庫区、姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、相生市、豊岡市、南あわじ市、淡路市、美方郡香美町、美方郡新温泉町

- ⑫ 投票が終わった不在者投票は、遅くとも選挙期日の午前中には市区町選挙管理委員会へ届くよう、すみやかに送致（又は郵送等による送付）してください。

誤って、県選挙管理委員会へ送致しないようご注意願います。

- ⑬ 施設における業務が多忙であるため、不在者投票の事務執行に人員を割くことができない等の理由により、入院・入所している選挙人からの不在者投票の実施請求を拒否することは、法律上できませんので、選挙人の投票機会の確保の観点から不在者投票に応じていただきますようお願いします。

## 2 所要経費

### (1) 投票用紙等の送付に要する経費

指定施設における不在者投票においては、投票用紙等の請求や投票の送致（又は郵送等による送付）等を行っていただく必要がありますので、要した費用については指定施設の長からの請求に基づき、**兵庫県が後日お支払いします。**

この場合にお支払いする経費は不在者投票を行った者1人について1,236円です。

（複数の選挙を同時に開催した場合でも、併せて1人について1,236円です。）

なお、投票用紙等の請求は行ったものの、投票が行われなかつた場合は、当該費用を請求することはできません。

### (2) 外部立会人の立ち会いに要する経費

指定施設における不在者投票において、選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせた場合、上記(1)と同様に、要した費用について指定施設の長からの請求に基づき、**兵庫県が後日お支払いします。**

請求できる経費は立会時間等によって異なりますので、**兵庫県または市区町選挙管理委員会までお問い合わせください。**

### (3) 経費の請求先等

**兵庫県内に所在する施設において行われた第51回衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査についての費用の請求は、令和8年3月9日(月)必着で、兵庫県総務部市町振興課企画班(〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号、TEL078(362)3093、内線2514)まで請求してください。**

**上記期限に遅れて請求がなされると、お支払いができなくなる場合がありますので、十分ご注意いただき、早めの請求をお願いします。**

## 3 むすび

指定施設における不在者投票は、選挙当日に投票するという原則の例外であり、厳格な管理手続が要求されるため、その管理事務は若干複雑ですが、不在者投票管理者におかれでは、本しおりを参考としていただきながら、適切な事務の遂行をお願いします。

また、これまで全国的に、指定施設における不在者投票の管理事務手続上の違法を理由とした争訟が数多く提起されていることから、各種の事務手続については、関係法令の規定に従って適正に処理されるよう十分ご留意願います。

なお、指定施設における不在者投票に関し、ご不明点等がある場合、**兵庫県または市区町選挙管理委員会（巻末所在地等一覧）にお問い合わせください。**

[様式1] 本様式は、選挙人自らが投票用紙等を直接請求する場合に選挙管理委員会に送付する書類です。

## 投票用紙等請求書兼宣誓書

私は、  
第51回衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

以上、事実に相違ないことを誓い、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求いたします。

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

### [請求者]

ふりがな		生年 月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
氏名	(〒 ー )	電話 ( )	ー	
現住所				
(在外)選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記載してください。			

### [不在者投票事由]

ア	仕事(家事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等を含む。)に従事
イ	上記以外の用事(旅行、買物、レジャー等)により、投票所のある区域の外に外出・滞在
ウ	病気、負傷、出産、身体障害等により、歩行困難
エ	住所移転により、(在外)選挙人名簿の登録地以外の市区町村に居住
オ	天災又は悪天候により、投票所に到達困難

### [次の欄は記入しないでください。]

受付 令和 年 月 日 午前 午後	投票区 時 分	投票場所	代理 投票	心身の 故 障	
		名簿番号 P. No.		立会人氏名	その他
備考	小選挙区 比例代表 国民審査			点字	

〔様式2〕 本様式は、選挙人からの依頼に基づき指定施設の長が選挙人に代わり投票用紙等を請求する場合の書類です。

## 投票用紙等請求書

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長様

(〒 — — )

施設の所在地

(電話番号( — — ) — — )

施設の名称

職・氏名

別紙の選挙人は、  
〔第51回衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査〕の当日、当施設にいるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼がありましたので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

(投票予定日 令和 年 月 日)

※この請求書に関する事務担当者

〔 所属 課 係  
　　氏名 〕

選挙管理委員会からの問い合わせの際必要ですので、必ず記入してください。

## [ 別 紙 ]

施 設 名

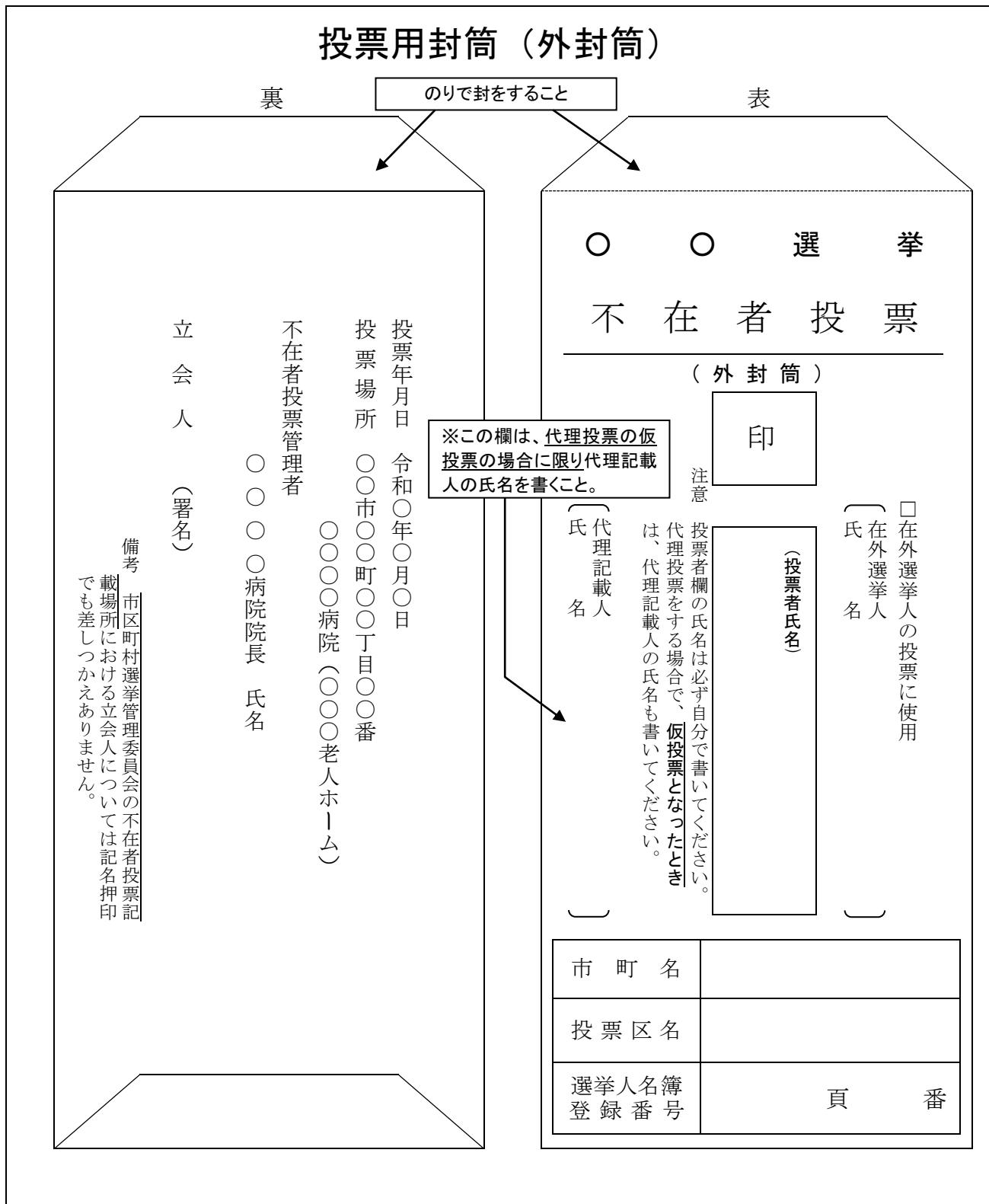
No.

番号	住 所	フ リ ガ ナ	性別	生 年 月 日	名 簿 番 号			備 考
		氏 名			投	頁	番	
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				

			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				
			男・女	明・大・昭・平 ・・・				

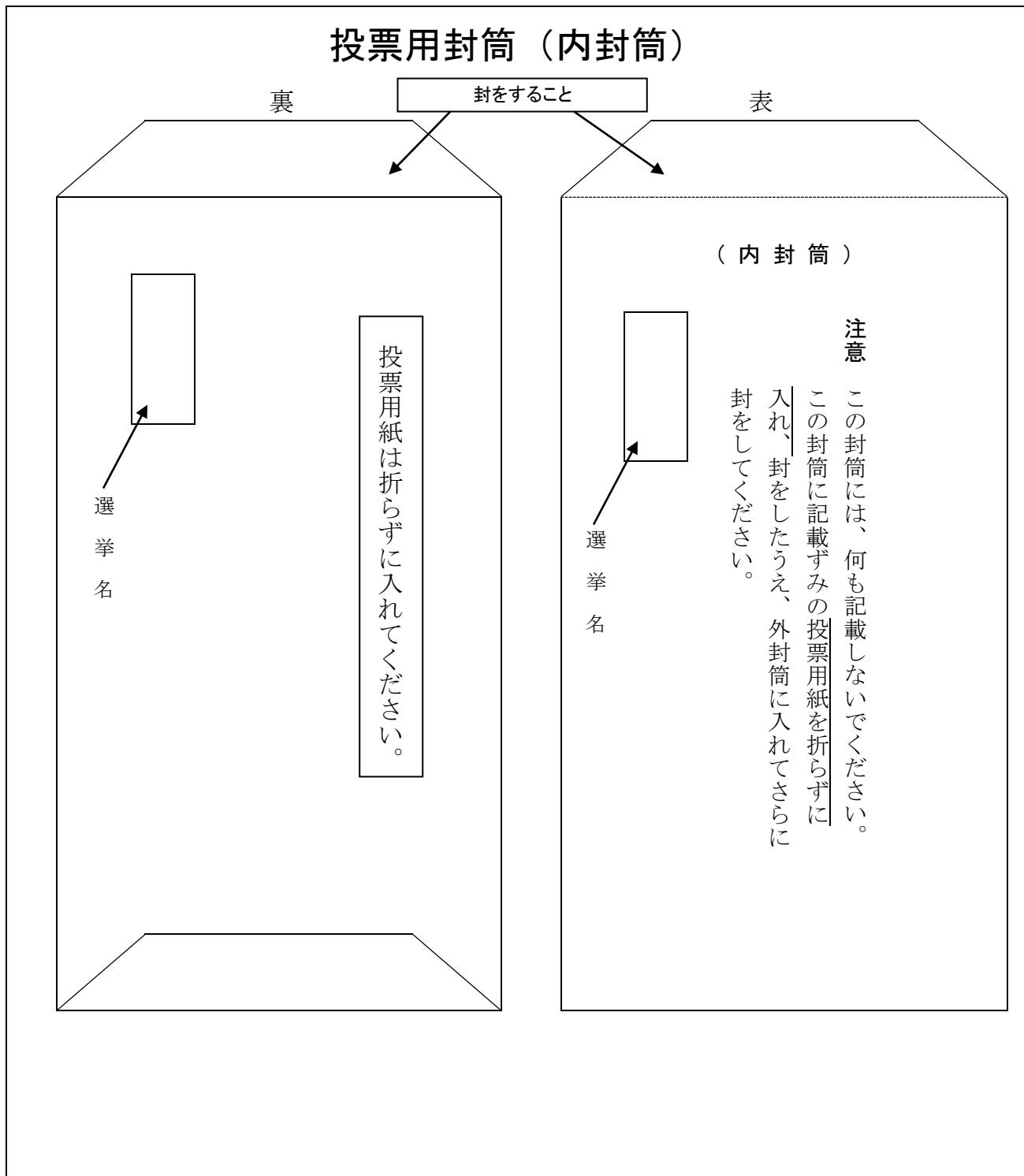
- (注) 1 太枠内のみ記載すること。  
 2 選挙人から点字によって投票する旨の申立てがあった場合は備考欄に「点字」と記載すること。  
 3 住所と名簿登録地とが異なる場合はその旨附記すること。  
 4 必ず氏名に「フリガナ」を付すること。

[様式3] 本様式は、衆議院小選挙区選出議員選挙用（うすい青色）、衆議院比例代表選出議員選挙用（ピンク色）、最高裁判所裁判官国民審査（うすい黄緑色）の3種類があります。



- (注) 1 封筒表面の「投票者」欄は、選挙人が自署すること。  
 2 封筒表面の「代理記載人氏名」欄は、代理投票の仮投票の場合に限り代理記載人の氏名を書くこと。  
 3 封筒裏面の「不在者投票管理者」欄は、指定施設の長の職・氏名を記載すること。  
 4 封筒裏面の「立会人(署名)」欄は、立会人が必ず自分で署名すること。

[様式4] 衆議院小選挙区選出議員選挙用（濃い青色）、衆議院比例代表選出議員選挙用（濃いピンク色）、最高裁判所裁判官国民審査（緑色）の3種類があります。



[様式5] 本様式は、選挙人が自ら単独に投票用紙等を請求された場合に、選挙管理委員会で作成してお渡しする証明書です。

不 在 者 投 票 証 明 書	
選 挙 人 氏 名	
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
投票をしようとする 病院、老人ホームその 他の施設の名称	所在地： 名 称：
その他の事項	
選 挙	衆議院比例代表選出議員選挙 令和 年執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

選挙管理委員会

委員長

印

[様式6] 本様式は様式5「不在者投票証明書」を封入している封筒です。

(封筒は開かずそのまま不在者投票管理者に提出します。)

## 不在者投票証明書用封筒

裏

表

注意  
この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者  
に提出してください。

開封すると不在者投票は出来ません。

選挙人  
(兵庫太郎)

不在者投票証明書在中

市区町選挙管理委員会委員長

氏  
名

印

# 不在者投票経費請求書

¥ 6,180

金額訂正は不可。  
誤った場合は再度作成願います。

この請求書は、施設の所在する  
都道府県へ送付してください。

一致させること

ただし、令和 年執行の  $\left\{ \begin{array}{l} \text{衆議院比例代表選出議員選挙} \\ \text{衆議院小選挙区選出議員選挙} \\ \text{最高裁判所裁判官国民審査} \end{array} \right\}$  における不在者投票特別経費

$\text{@ } 1,236 \text{ 円 } \times 5 \text{ 人分} = 6,180 \text{ 円}$

(注)同時に執行されるその他の選挙のみ投票した者に係る不在者投票特別経費は、該当の市町選挙管理委員会へ請求してください。

上記のとおり請求いたします。

裏面の計人数と一致させること

ただし、請求者と振込先口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人に受領行為を委任します。

令和 年 月 日 ◀----- 請求日を記載

兵 庫 県 知 事 様

[不在者投票管理者]

所 在 地 (〒 123-4567)  
○○市○○町○丁目△△一□

病 院 等 の 名 称

医療法人○○会 兵庫病院

役 職 名 院長 ◀----- 不在者投票管理者（院長、施設  
フ リ ガ ナ ハロウ  
氏 ナ ハロウ  
兵 庫 太 郎  
長等）の役職名・氏名を記載



(この請求書に関する担当者)

担 当 者 兵 庫 花 子 (連絡先 \* \* \* - \* \* \* - \* \* \* \* )

(電子メールアドレス \* \* \* \* @ \* \* \* , \* \* , \* \* )

メールアドレスがない場合は「—」と記載

必ず記載してください

注 1 この請求書は、兵庫県内の施設にあっては、当該指定施設で不在者投票を行ったものすべてについて、選挙期日後1ヵ月以内に兵庫県総務部市町振興課企画班（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL 078-362-3093）へて送付してください。兵庫県外の施設にあっては、施設の所在する都道府県知事に請求してください。

2 裏面の不在者投票者数内訳も記載してください。

3 不在者投票管理者（請求者）とは、理事長等ではなく病院長若しくは船舶の船長等又はこれらの長の職務を代理すべき者です。また、請求印は施設名称の印（○○病院など）ではなく、請求者の印（○○病院長、○○施設長など記載いただいた施設名・役職名と一致する印または請求者の個人印）を押印してください。

4 訂正箇所には、請求者の印を押印してください。修正ペンによる修正は不可。また、金額の訂正は不可。

5 口座振込を希望する場合は、以下の欄に記入してください（口座名義は銀行届出のとおり正しく記入してください）。

口座開設銀行名	支店名	預金の種別	フ リ ガ ナ 口 座 名 義 人	口 座 番 号
○○銀行	□□ 支店	普通	イリョウホウジン○○カイヒョウゴビョウインリジショウヒョウゴハナオ 医療法人○○会 兵庫病院 理事長 兵庫 花夫	1234567

6 氏名、口座名義人にはフリガナを省略することなく記入してください。

7 納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。（上記の欄に納付先口座を記入してください）

8 複数の選挙の投票をした場合でも、経費は1件分です。

※訂正箇所には、表面に押印いただいた印（院長印、施設長印等）を押印してください（担当者印は不可）。

## 不 在 者 投 票 者 数 内 訳 (裏面)

No.	選挙管理委員会名	不在者投票者数	No.	選挙管理委員会名	不在者投票者数	No.	選挙管理委員会名	不在者投票者数
1	神戸市東灘区	1人	19	加古川市	人	37	加東市	人
2	神戸市灘区	人	20	たつの市	人	38	猪名川町	人
3	神戸市中央区	1人	21	赤穂市	人	39	多可町	人
4	神戸市兵庫区	人	22	西脇市	人	40	稻美町	人
5	神戸市北区	人	23	宝塚市	人	41	播磨町	人
6	神戸市長田区	人	24	三木市	人	42	神河町	人
7	神戸市須磨区	1人	25	高砂市	人	43	市川町	人
8	神戸市垂水区	人	26	川西市	人	44	福崎町	人
9	神戸市西区	人	27	小野市	人	45	太子町	人
10	姫路市	1人	28	三田市	人	46	上郡町	人
11	尼崎市	人	29	加西市	人	47	佐用町	人
12	明石市	人	30	丹波篠山市	人	48	香美町	人
13	西宮市	人	31	養父市	人	49	新温泉町	人
14	洲本市	人	32	丹波市	人			
15	芦屋市	人	33	南あわじ市	人	県外の選管計※	2人	
16	伊丹市	人	34	朝来市	人	合計	5人	
17	相生市	人	35	淡路市	人			
18	豊岡市	人	36	宍粟市	人			

必ず記載してください

- ※ 「不在者投票者数」欄は、延人数ではなく実人数を記入してください。
- ※ 「県外の選管計」欄は、県外の選挙管理委員会に投票用紙を送致した場合、その合計を記入し、併せて別紙「不在者投票者数〔県外有権者分〕内訳」に内訳を記入してください。

## 不在者投票者数〔県外有権者分〕内訳

No.	都道府県名	市区町村選挙管理委員会名	不在者投票者数	備考
1	○○県	△△市	1 人	
2	□□県	○○町	1 人	
3			人	
4			人	
5			人	
6			人	
7			人	
8			人	
9			人	
10			人	
11			人	
12			人	
13			人	
14			人	
15			人	
16			人	
17			人	
18			人	
19			人	
20			人	
計			2 人	

※「市区町村選挙管理委員会名」の欄には、市区町村名のみ記入してください。

※「合計」欄の数は、請求書裏面の「不在者投票者数内訳」の「県外の選管計」欄と一致させてください。

# 外部立会人経費請求書

この請求書は、施設の所在する  
都道府県へ送付してください。

¥ 2,918

「別記請求内訳書」3の請求金額と一致させること

金額訂正は不可。誤った場合は再度作成願います。

(内訳) 別記請求内訳書のとおり

ただし、令和 年執行の 衆議院比例代表選出議員選挙  
衆議院小選挙区選出議員選挙  
最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票特別経費

上記のとおり請求いたします。

ただし、請求者と振込先口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人に受領行為を委任します。

令和 年 月 日 請求日を記載

知事 様 (※請求する都道府県名を記入すること)

[不在者投票管理者]

所 在 地 (〒123-4567)  
○○市○○町○丁目△△一□

病院等の名称

医療法人○○会 兵庫病院

役職名  
フリガナ  
氏名  
院長 ヒヨウゴ タロウ  
兵庫 太郎

不在者投票管理者(院長、施設  
長等)の役職名・氏名を記載



(この請求書に関する担当者)

担当者 兵庫 花子

必ず記載してください

(連絡先 \* \* \* - \* \* \* - \* \* \* )

(電子メールアドレス \* \* \* \* @ \* \* \* , \* \* , \* \* )

メールアドレスがない場合は「—」と記載

注 1 この請求書は、兵庫県内の指定施設にあっては、市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせて不在者投票を行ったものについて、選挙期日後1カ月以内に兵庫県総務部市町振興課企画班(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL 078-362-3093)あて送付してください。兵庫県外の施設にあっては、施設の所在する都道府県知事に請求してください。なお、請求の際には、①別記請求内訳書(原本)、②市区町選挙管理員会からの外部立会人選定通知の写し及び③謝金領収書等の写しを添付してください。

2 不在者投票管理者(請求者)とは、理事長等ではなく病院長若しくは船舶の船長等又はこれらの長の職務を代理すべき者です。また、請求印は施設名称の印(○○病院など)ではなく、請求者の印(○○病院長、○○施設長など記載いただいた施設名・役職名と一致する印または請求者の個人印)を押印してください。

3 訂正箇所には、請求者の印を押印してください。修正ペンによる修正は不可。また、金額の訂正は不可。

4 口座振込を希望する場合は、以下の欄に記入してください(口座名義は銀行届出のとおり正しく記入してください)。

口座開設銀行	支店名	預金の種別	フリガナ 口座名義人	口座番号
○○銀行	□□ 支店	普通	イリヨウホウジン○○カイヒヨウゴビヨウインリジチヨウヒヨウゴハナオ 医療法人○○会 兵庫病院 理事長 兵庫 花夫	1234567

5 氏名・口座名義人は、フリガナを省略することなく記入してください。

6 納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。

7 複数の選挙の投票をした場合でも、経費は1件分です。

## 別記請求内訳書

### 1 不在者投票立会実績

不在者投票を行った日時を記載すること

立会日 令和 8 年 ○ 月 △ 日 ( □ )  
 立会時間 午前 **午後** 3 時 00 分 ~ 午前 **午後** 4 時 20 分  
 立会場所 医療法人○○会 兵庫病院  
 外部立会人氏名 兵庫 三郎

### 2 不在者投票者総数

35 人

選任した外部立会人氏名を記載すること

### 3 外部立会人の立会いに要した経費

1 円未満の端数は四捨五入すること

立会時間	支給した金額 (A)	基準限度額			請求金額
		単価 (B)	単位 (C)	金額 (B) × (C) = (D)	
7 時間未満	円 <b>3,000</b>	円 <b>12,400</b> 8.5 時間	※1 時間 <b>2</b>	円 <b>2,918</b>	円 <b>2,918</b>
7 時間以上 8.5 時間以下	円	円 <b>12,400</b>	日	円	円

※1 立会時間が 7 時間未満の場合で、1 時間未満の端数があるときは、1 時間に切り上げる。

※2 1 円未満の端数は四捨五入する。

いずれか低い方を記載すること  
※請求書記載の請求額と一致させること

(注) この請求書のほかに「市区町選挙管理委員会からの外部立会人選定通知（写）」及び「謝金領収書等（写）」を添付してください。

## 2021年10月以降の選挙運動用通常葉書等の取扱いについて

### 【ご協力のお願い】

- 配達頻度の緩和等を内容とする改正法の施行に伴い、2021年10月以降、通常葉書等に関するサービスを見直します。
- 普通扱いとする郵便物について、土曜日配達を休止する等、取扱いを変更しますので、これを踏まえた早期差出へのご協力を願いいたします。

（中 略）

### 2 投票所入場券在中郵便物等の取扱いについて

- 投票所入場券在中郵便物、不在者投票在中郵便物及び在外投票在中郵便物について、普通扱いとする郵便物として差し出された場合、サービス見直しの対象となり、その影響を受けます。
- （略）

#### 《ご協力のお願い》

##### ・ 不在者投票在中郵便物

⇒ 投票日までに貴委員会に配達できるように、また、重要性及び授受を明確にする必要性を考慮し、引き続き、書留での差出しにご協力を願いいたします。

※ 書留をご利用いただけない場合、「レターパックプラス」又は「レターパックライト」のご利用をお願いいたしますが、この場合、品名欄に具体的な品名が記載されていない場合は、航空機への搭載ができない場合がありますので、具体的な品名を記載するよう、投票者様に説明をお願いいたします。

※ 不在者投票に関して、選挙人や指定施設の管理者等に、速やかに投票用紙等を請求するように周知をお願いいたします。

また、普通扱いでは間に合わないおそれがあるので、指定施設に対して、投票用紙等の送付には速達又は「レターパックプラス」若しくは「レターパックライト」を用いるように周知をお願いいたします。

### 【参考】見直し後の配達曜日（おおむね17時までの差出し）

引受日	配達曜日	
	翌配地域の場合	翌々配地域の場合
月曜日	水曜日	木曜日
火曜日	木曜日	金曜日
水曜日	金曜日	月曜日
木曜日	月曜日	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日
土曜日	火曜日	火曜日
日曜日	火曜日	水曜日

兵庫県内における選挙管理委員会所在地等一覧

選挙管理委員会名	郵便番号	所 在 地	電 話
兵庫県 選挙管理委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	(078)362-3101
神戸市	〃	650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1	(078)322-5816
東灘区	〃	658-8570 神戸市東灘区住吉東町5-2-1	(078)841-4131
灘区	〃	657-8570 神戸市灘区桜口町4-2-1	(078)843-7001
中央区	〃	651-8570 神戸市中央区東町115	(078)335-7511
兵庫区	〃	652-8570 神戸市兵庫区荒田町1-21-1	(078)511-2111
北区	〃	651-1195 神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1	(078)593-1111
長田区	〃	653-8570 神戸市長田区北町3-4-3	(078)579-2311
須磨区	〃	654-8570 神戸市須磨区大黒町4-1-1	(078)731-4341
垂水区	〃	655-8570 神戸市垂水区日向1-5-1	(078)708-5151
西区	〃	651-2295 神戸市西区糀台5-4-1	(078)940-9501
姫路市	〃	670-8501 姫路市安田4-1	(079)221-2807
尼崎市	〃	660-8501 尼崎市東七松町1-23-1	(06)6489-6774
明石市	〃	673-8686 明石市中崎1-5-1	(078)918-5062
西宮市	〃	662-8567 西宮市六湛寺町3-1	(0798)35-3732
洲本市	〃	656-8686 洲本市本町3-4-10	(0799)22-1314
芦屋市	〃	659-8501 芦屋市精道町7-6	(0797)38-2100
伊丹市	〃	664-8503 伊丹市千僧1-1	(072)784-8095
相生市	〃	678-8585 相生市旭1-1-3	(0791)23-7120
豊岡市	〃	668-8666 豊岡市中央町2-4	(0796)23-5454
加古川市	〃	675-0031 加古川市加古川町北在家2718	(079)427-9358
赤穂市	〃	678-0292 赤穂市加里屋81	(0791)43-6846
西脇市	〃	677-8511 西脇市下戸田128-1	(0795)27-8425
宝塚市	〃	665-8665 宝塚市東洋町1-1	(0797)77-2032
三木市	〃	673-0492 三木市上の丸町10-30	(0794)89-2386
高砂市	〃	676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1	(079)443-9057
川西市	〃	666-8501 川西市中央町12-1	(072)740-1251
小野市	〃	675-1380 小野市中島町531	(0794)63-1007
三田市	〃	669-1595 三田市三輪2-1-1	(079)559-5181
加西市	〃	675-2395 加西市北条町横尾1000	(0790)42-8781
丹波篠山市	〃	669-2397 丹波篠山市北新町41	(079)552-5116
養父市	〃	667-8651 養父市八鹿町八鹿1675	(079)662-3161
丹波市	〃	669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1	(0795)82-1002
南あわじ市	〃	656-0492 南あわじ市市善光寺22-1	(0799)43-5004
朝来市	〃	669-5292 朝来市和田山町東谷213-1	(079)672-6115
淡路市	〃	656-2292 淡路市生穂新島8	(0799)64-2517
宍粟市	〃	671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6	(0790)67-9898
加東市	〃	673-1493 加東市社50	(0795)43-0399
たつの市	〃	679-4192 たつの市龍野町富永1005-1	(0791)64-3183
猪名川町	〃	666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	(072)766-8708
多可町	〃	679-1192 多可郡多可町中区中村町123	(0795)32-2382
稻美町	〃	675-1115 加古郡稻美町国岡1-1	(079)492-9131
播磨町	〃	675-0182 加古郡播磨町東本荘1-5-30	(079)435-0357
市川町	〃	679-2392 神崎郡市川町西川辺165-3	(0790)26-1010
福崎町	〃	679-2280 神崎郡福崎町南田原3116-1	(0790)22-0560
神河町	〃	679-3116 神崎郡神河町寺前64	(0790)34-0001
太子町	〃	671-1592 摂津郡太子町鶴280-1	(079)277-1010
上郡町	〃	678-1292 赤穂郡上郡町大持278	(0791)52-1111
佐用町	〃	679-5380 佐用郡佐用町佐用2611-1	(0790)82-2549
香美町	〃	669-6592 美方郡香美町香住区香住870-1	(0796)36-1111
新温泉町	〃	669-6792 美方郡新温泉町浜坂2673-1	(0796)82-3111